

公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構
構造計算適合性判定業務手数料規程

令和6年8月19日

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県建設技術支援機構構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、公益財団法人佐賀県建設技術支援機構が実施する構造計算適合性判定業務に係る判定手数料について、必要な事項を定めるものとする。

（判定手数料）

第2条 業務規程第21条第1項に規定する判定手数料の額は、一の建築物につき、別表第1に掲げるとおりとする。

附則 この規程は、令和6年8月19日より施行する。

判定手数料（別表第1）

判定の対象となる建築物の床面積	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの （非課税）	構造計算が左記以外の方法 によって行われたもの （非課税）
1,000 ㎡以内	165,000 円	217,000 円
1,000 ㎡超え、2,000 ㎡以内	190,000 円	266,000 円
2,000 ㎡超え、10,000 ㎡以内	206,000 円	330,000 円
10,000 ㎡超え、50,000 ㎡以内	243,000 円	404,000 円
50,000 ㎡超	371,000 円	695,000 円